

第 6 6 号議案

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「3月に支給する場合においては、100分の15、6月及び12月に支給する場合」を「6月に支給する場合」に改め、「とする。）」の次に「、12月に支給する場合においては、100分の122.5（職務の級が4級である職員にあつては100分の102.5とし、職務の級が5級である職員にあつては100分の92.5とする。）」を加え、同条第3項中「「100分の15」とあるのは「100分の8」と、「100分の117.5）」を「「100分の117.5）」に、「とする」を「と、「100分の122.5」とあるのは「100分の69」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の59」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の59」とする」に改める。

第2条 東大和市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合においては、100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改め、「、12月に支給する場合においては、100分の122.5（職務の級が4級である職員にあつては100分の102.5とし、職務の級が5級である職員にあつては100分の92.5とする。）」を削り、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の66」を「100分の67.5」に、「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の56」を「100分の57.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改め、「と、「100分の122.5」とあるのは「100分の69」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の59」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の59）」を削る。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年6月1日から施行する。